

九重町について学ぶ「このえ学」

●お問い合わせ 九重町教育委員会 教育振興課 ☎76-3834

九重町の郷土愛を育てるためには、九重町や自分の校区の自然や歴史・産業などを学ぶことが大切であるとして、「総合的な学習の時間」の中で「このえ学」の学習を行っています。

小学校ではそれぞれの校区の特色について学年に応じた系統的な学習を行います。各小学校での学習を活かして、このえ緑陽中学校で九重町全体についての学習を行います。中学校では九重町全体について考え、最後にこれまで調べてきたことをもとに、「九重町の未来を考える」という視点で町づくりへの提案を行っています。

「このえ学」を通して九重町の未来を考え、行動することができる力を育成しています。

学年	共通テーマ	学校での取り組み例	通年
小学校	3年 ●身近な地域の特色	<ul style="list-style-type: none"> 梨を育てる経験を通して、梨をPRしよう（東飯田小） 飯田の自慢について調べ、紹介しよう（飯田小） 淮園の自慢（しいたけ）を調べて、知らせよう（淮園小） 地域の自然を探検しよう（南山田小） 	<ul style="list-style-type: none"> ・タテ原湿原について調べよう（飯田小） ・淮園太鼓（淮園小）
	4年 ●文化・伝統 ●いのち	<ul style="list-style-type: none"> 自分の成長を振り返り、1/2成人式で感謝の気持ちを伝えよう（全小学校） 麻生観八翁の残したものについて調べ伝えよう（東飯田小） 野上川の水と生き物について調べよう（野矢小3・4年） 「夢」ポークを探ろう（野上小） 	
	5年 ●地域の環境・産業・安全	<ul style="list-style-type: none"> 地域の防災について調べ、防災マップ・リーフレットを作ろう（全小学校） 九重とミナマタをつなぐ水（命）の旅（野上小） 九重のブルーベリー作りを知ろう、体験しよう（南山田小） 淮園のホタルについて調べ、ホタルを増やそう（淮園小） 	
6年 ●将来の夢	<ul style="list-style-type: none"> 校区の歴史や人の生き方に学び、自己の生き方や考え方をみつめよう（全小学校） 大人になることや夢を実現することなど、様々な人の生き方を学ぼう（淮園小） 私たちの作った野菜を発信しよう（野矢小5・6年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・台湾高雄市の中学校との交流 	
中学校	1年 ●九重町再発見・国際交流	<ul style="list-style-type: none"> 九重町の特徴（自然・観光・仕事・食文化・祭り・史跡など）についてグループごとに調べ、その良さを発信しよう 地域見学（九重町4地区の名所めぐり）に行こう APUとの交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・台湾高雄市の中学校との交流
	2年 ●九重町の人々の生き方から学ぼう	<ul style="list-style-type: none"> 平和について地域の方から学び、記録に残そう（修学旅行の広島につなげる） 地域の職業や産業について調べ、地元で働く人たちが高校生（卒業生）と交流しよう 	
	3年 ●九重町の未来を考えよう	<ul style="list-style-type: none"> 職場体験学習を通じて、自身の進路について考えよう 九重町の長所と短所をまとめ、人が住みたくなる（来たくなる）九重町にするための「町づくりプラン」を作ろう。 	

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金について

●お問い合わせ 子育て支援課 ☎76-3828

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、実情に応じた生活支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金



ひとり親世帯分

▶支給対象者 次の①～③のいずれかに該当する方

	①	②	③
支給対象者	令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方	公的年金等を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方	令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方
支給額	児童1人あたり一律 50,000円		
支給手続き	令和3年4月28日（水）に支給済み	申請が必要です 申請期限：令和4年1月31日（月）	

その他世帯分

▶支給対象者

(1)(2)の両方に該当する方

- (1) 平成15年4月2日（特別児童扶養手当の対象となっている児童の場合は平成13年4月2日）から令和4年2月28日までの間に出生した児童を養育する父母等
- (2) 令和3年度住民税（均等割）が非課税の方または令和3年1月1日以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて急変し、住民税（均等割）が非課税相当の収入となった方

▶支給額 児童1人あたり一律50,000円

▶支給手続き ①令和3年4月分から令和4年3月分までのいずれかの月分の児童手当及び特別児童扶養手当の受給者で令和3年度住民税（均等割）が非課税の方は申請不要です。
※4月時点で対象の方には、令和3年7月15日（木）に、児童手当の支給口座へ振込み済みです。
②支給対象者(1)(2)両方に該当し、上記の①に当てはまらない方は申請が必要です。

▶申請期限 令和4年2月28日（月）

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、九重町消費生活相談窓口（☎76-3150）や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

